

公募要件について

1 件名

熊本市産後ケア事業委託

2 対象とする事業者の条件

以下に掲げる条件を満たし事業を実施できる事業者

項目	条件
実施場所	(1) 熊本県内に所在する医療機関、診療所、助産所等であること。 (2) 宿泊型においては居室、カウンセリング室、乳児保育室、その他事業の実施に必要な設備、日帰り型においては個別的又は集団的に産後ケアを適切に行うために必要な設備を設置していること。 (3) 宿泊型においては適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有し、同時に入所させるのはおおむね20人以下とすること。ただし、臨時応急のため短期間入所させるときは、この限りではない。
従事者	次の(1)を満たし、(2)から(4)に掲げる従事者を必要に応じて配置し行うものとする。 (1) 助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に1名以上配置していること。ただし、宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師を配置していること。 (2) 心理に関する知識を有する従事者。 (3) 育児等に関する知識を有する従事者（保育士、管理栄養士等）。 (4) 本事業に関する研修を受講し、事業の趣旨・内容を理解した関係者（理学療法士等）。
その他	(1) 事業を管理する者を定めること。 (2) 仕様書に規定する内容が提供できること。※実施する種別は選択可能。

3 事業者の資格要件

- (1) 本事業の仕様書内容を十分に理解した上で委託業務を実施できる事業所であること。
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）に基づき、保健所に届出済みで、適法に開設された病院、診療所または助産所であり、宿泊型及び日帰り型については、熊本県内に産後ケア事業が実施できる施設があること。
- (3) 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、類似の業務について実績があること。（助産師等の専門資格を有する者が母乳育児相談や乳房ケアを実施した実績や家庭訪問の経験等があること）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (6) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (7) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。